

専決処分の報告について  
(車両事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 27 日

那覇市長 知念 覚

1 事 件 名 車両事故

2 賠償の相手方  
及び賠償額

相 手 方 那覇市寄宮在住

賠 償 額 407,568 円

3 和 解 事 項

- (1) 那覇市は、車両事故の相手方に責任割合 7 割の賠償額 525,810 円を負担し、相手方は那覇市に責任割合 3 割の賠償額 118,242 円を負担する。
- (2) 那覇市及び賠償の相手方のそれぞれの賠償額を相殺し、那覇市が賠償の相手方に対し、金 407,568 円を支払う。
- (3) 那覇市と賠償の相手方は、本件事件に関し、上記賠償額のほか何らの債権債務のないことを確認する。